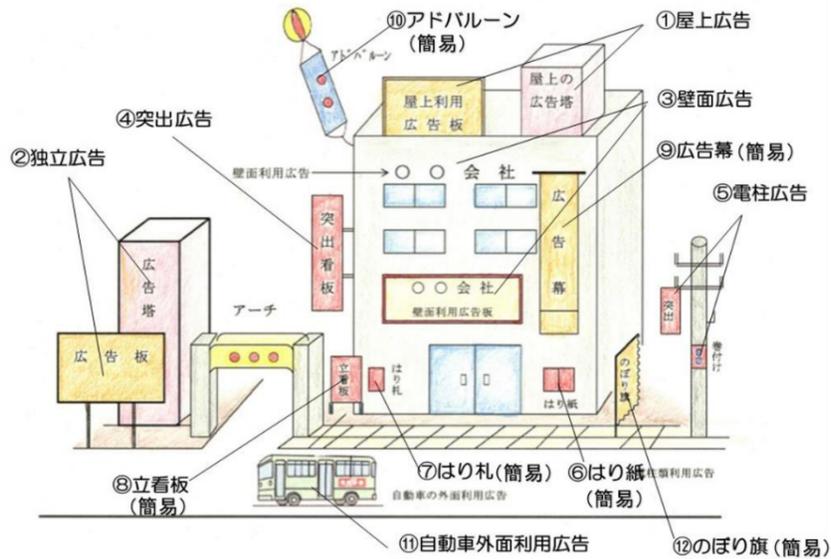


# 屋外広告物を出すときはルールを守りましょう!

## 久留米市屋外広告物条例のご案内

### 屋外広告物とは?

- 常時又は一定の期間継続して**公衆に表示**されるものです(右図参照)。
- 商業広告だけでなく、**非営利のもの**、**ロゴ**や**シンボルマーク**、**絵**や**写真**など**一定のイメージを伝える**ものも含まれます。



### 主なルール

#### 許可申請手続き

- 屋外広告物を表示・設置する際には、原則**許可申請**が必要です。**許可後**に表示・設置を行ってください。
  - 既に表示している広告物**変更**、改造又は移転する場合や許可期間満了後も**継続**して表示する場合についても**許可申請**が必要です。
- 自家用広告物**で敷地内の表示面積合計が**15㎡以内**のものは、**許可申請が不要**になります。(禁止地域を除く)

#### 管理者の設置

- 久留米市では、**全ての広告物**に対して、**管理者の設置**が必要です。管理者は**適切な安全管理**を行う義務があります。
- ただし、以下の場合には、管理者に**有資格者**(屋外広告士、一・二級建築士)を選任しなければなりません。
  - **高さ**が**4m**を超える独立広告等を表示・設置する場合
  - 広告物の敷地内表示面積の合計が**15㎡**を超える場合

美しい広告を正しく出して、美しく安全なまちづくりを  
久留米市イメージキャラクター  
くまっぴ



### ◆◆◆土地所有者の皆さまへのお願い◆◆◆

屋外広告業者と**看板用地の貸付契約**をするときは、業者が**市への相談・協議**等を行っているかをご確認いただき、**違反広告物**(基準超過など)が設置されないよう、ご協力をお願いします。

### 条例等の改正項目

#### 1) 規格基準の追加、見直し

- 発光可変表示式広告物(デジタルサイネージ等)の規格基準を新設
- その他広告物
  - 種類毎の基準強化(独立・屋上・壁面・突出)
  - 主要交差点の規格基準を新設
  - 総量規制の新設
  - 特例許可制度の新設
- 許可地域の見直し

#### 2) 安全点検の見直し

- 点検報告書の充実化
- 安全点検の義務を明確化
- 点検資格の拡充

#### 3) 違反に対する措置等の追加

- 警告文書の貼付けや勧告
- 違反情報の公表

### 主な改正方針

- デジタルサイネージ等の規格基準を新設**
  - ・明るさなどの配慮事項について定性的な基準を策定し、表示時間帯、音量、輝度、色彩等への配慮を求める
  - ・景観や交通安全への配慮として【**第1種許可地域及び主要交差点**】に**一般広告物(貸看板)**を禁止する
- 種類毎の基準強化(独立・屋上・壁面・突出)**
  - ・一般広告物の独立・壁面広告等に**広告1件毎の面積基準**を設け、大型の貸看板を制限し、**小型化+集約化**を図る
  - ・色彩の制限について、第1種許可地域は全て、第2種許可地域は自家用広告物等以外(**一般広告物**)に**高彩度色の制限適用を拡大**する
- 主要交差点\*1の規格基準を新設**
  - ・区域内の**対向面積\*2**を制限する
  - ※1※2 詳しくは裏面へ
- 許可地域の見直し**
  - ・**風致地区、生産緑地地区、景観重点地区**を第1種許可地域とする

- 安全点検の見直し**
  - ・**点検項目を点検箇所毎に細分化**し、点検報告書を充実させる
  - ・「所有者」や「占有者」等、**点検の義務を負うものを条例に明記**し、安全点検の義務を明確化する
  - ・「屋外広告物点検技能講習」の修了者を点検者の資格として認める

提出  
・  
問合せ先

久留米市 都市建設部 都市計画課  
所在地：久留米市城南町15番地3 本庁舎12階  
TEL：0942-30-9083  
FAX：0942-30-9714  
Mail：keikan@city.kurume.lg.jp

申請書  
HP



屋外広告物の許可基準

※は自家用広告物等以外へ適用する

第1種許可地域

市街化調整区域、用途地域が無指定、第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区、景観重点地区

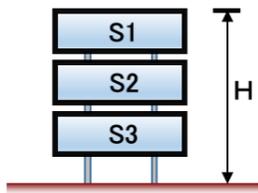
	高さ	面積	色彩	上乗せ規制	
				全域	主要交差点
独立広告	$H \leq 10\text{ m}$	$S \leq 20\text{ m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 5\text{ m}^2$ (1広告当り)	R・YR・Y系 :彩度10以下	[総量面積]	[対向面積]
屋上広告	$H \leq 1/3h$ $H+h \leq 50\text{ m}$	-		※ $S_{\text{all}} \leq 20\text{ m}^2$ (1敷地当り)	※ $S_{\text{view}} \leq 10\text{ m}^2$ (1方向当り)
壁面広告	-	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 5\text{ m}^2$ (1広告当り)	G・GY・P・PB・R P系:彩度8以下	自家用広告物等の場合 $S_{\text{all}} \leq 50\text{ m}^2$ (1敷地当り)	
突出広告	-	$S \leq 5\text{ m}^2$ (1壁面当り)	B・BG系 :彩度6以下	[デジタルサイネージ] ※設置不可	[デジタルサイネージ] ※設置不可
				自家用広告物等のみ可 $S_{\text{all}} \leq 5\text{ m}^2$ (1敷地当り)	自家用広告物等のみ可 $S \leq 2\text{ m}^2$ (1広告面当り)

第2種許可地域

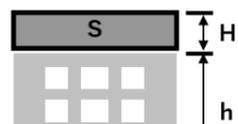
第1種許可地域以外の区域

	高さ	面積	色彩	上乗せ規制	
				全域	主要交差点
独立広告	$H \leq 15\text{ m}$	$S \leq 50\text{ m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 15\text{ m}^2$ (1広告当り)	※ R・YR・Y系 :彩度10以下	[総量面積]	[対向面積]
屋上広告	$H \leq 1/2h$ $H+h \leq 50\text{ m}$	-		※ $S_{\text{view}} \leq 30\text{ m}^2$ (1方向当り)	
壁面広告	-	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15\text{ m}^2$ (1広告当り)	G・GY・P・PB・R P系:彩度8以下	[デジタルサイネージ] $S_{\text{all}} \leq 30\text{ m}^2$ (1敷地当り)	[デジタルサイネージ] ※設置不可
突出広告	-	$S \leq 30\text{ m}^2$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15\text{ m}^2$ (1広告当り)	B・BG系 :彩度6以下	自家用広告物等のみ可 $S \leq 5\text{ m}^2$ (1広告面当り)	

$S=S1+S2+S3$

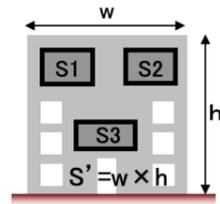


独立広告



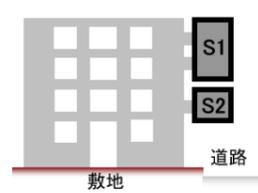
屋上広告

$S=S1+S2+S3$



壁面広告

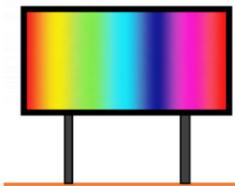
$S=S1+S2$



突出広告

デジタルサイネージのお願い

- 1) 文字数、文字の表示時間帯及び音量は、周辺環境及び交通安全に配慮してください
- 2) 光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えてください
- 3) 表示内容は、落ち着いた色彩を使用するよう努めてください
- 4) 設置箇所周辺の屋外広告物の集約に努めてください

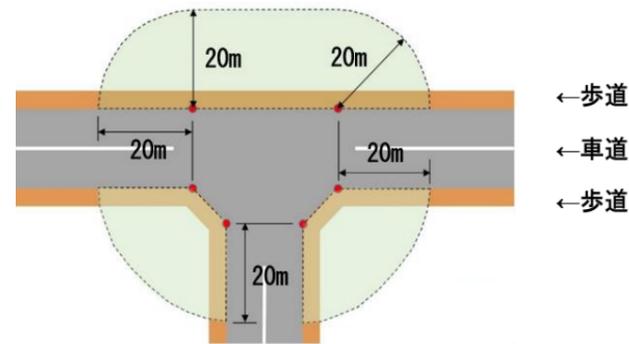


主要交差点

4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの(右表、26か所)

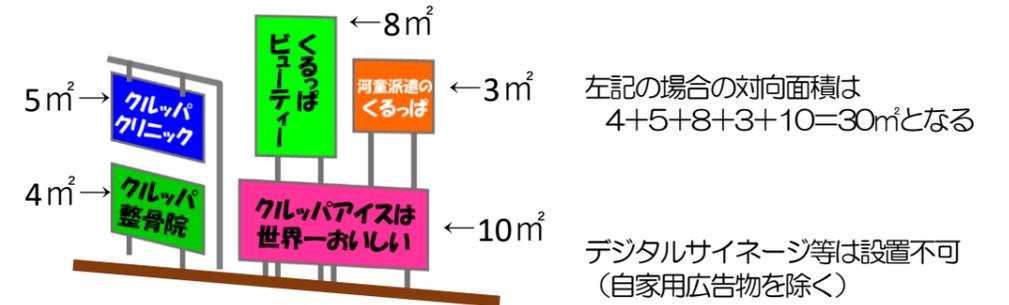
対象範囲

対象交差点の側端及び道路の曲がり角から20m以内の範囲(下図参照)  
導流路がある場合は、10m以内の範囲を追加



対向面積

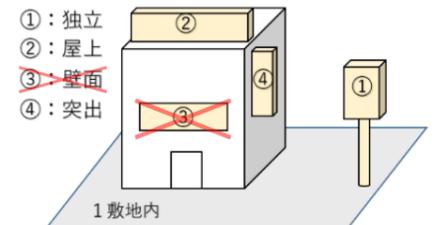
表示方向から見た場合における各種一般広告物の表示面積の合計(自家用広告物等を除く)



総量面積

1敷地内の壁面広告を除く広告物の合計面積  
(第1種許可地域に適用)

右記の場合の総量面積は  
 $S_{\text{all}} = ① + ② + ④$ となる



その他の留意事項

- ◆ 地域区分は、市ホームページの「禁止地域及び地域区分図」でご確認ください。又は、都市計画課窓口(都市計画等情報閲覧システム)をご利用ください。
- ◆ 上記以外の広告物の基準については、別途お問合せください。